

## 東京工芸大学施設貸出使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、東京工芸大学（以下「大学」という。）の施設を、教育・研究又は学校行事等に支障のない範囲で、学外者へ貸出しを行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(貸出施設)

第2条 大学の貸出施設は、厚木キャンパス・中野キャンパス内の次に掲げる施設とする。

厚木キャンパス

体育施設

- (1) グラウンド (①野球場 ②サッカー場)
- (2) 体育館 (①メインアリーナ ②サブアリーナ)

教室施設等

- (3) 講義教室
  - ①本 館 (普通教室) ②5号館 (普通教室) ③7号館 (普通教室)
  - ④8号館 (普通教室) ⑤9号館 (普通教室) ⑥11号館 (普通教室)
- (4) その他
  - ①厨房を除く食堂・学生ホール ②大学が特に許可した施設

中野キャンパス

- (1) 講義教室
  - ①1号館 (普通教室) ②2号館 (普通教室) ③3号館 (普通教室)
- (2) 芸術情報館
  - ①メインホール
- (3) その他
  - ①大学が特に許可した施設

(貸出許可)

第3条 大学は、次の各号に掲げる使用目的に対し、前条の施設を貸出しすることができる。

- (1) 公共団体が主催・後援する行事又は大会

- (2) 大学近隣の自治会及び子供会等の関係する行事又は大会
- (3) 大学近隣を拠点に活動する同好会団体の練習
- (4) その他、大学が適当と認めたもの

(貸出日)

第4条 大学が学外者に大学施設を貸出しできる日は、次の各号に掲げる日とする。

厚木キャンパス

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律による休日
- (3) その他、大学が適当と認めた日

中野キャンパス

- (1) 平日及び土曜日
- (2) その他、大学が適当と認めた日

(使用時間帯)

第5条 大学施設を使用できる時間帯は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、大学の都合により使用時間帯を制限又は変更を求めることがある。

- (1) 午前の部 9時～13時
- (2) 午後の部 13時～17時
- (3) その他、大学が適当と認めた時間

(使用手続)

第6条 大学施設の使用を希望するときは、別に定める期間内に、別紙1の「大学施設貸出使用申請書」を庶務課に提出し、大学の使用許可を受けなければならない。

- 2 使用許可を受けた場合には、責任者は庶務課と使用施設について事前打合せを行わなければならない。

(使用料の徴収)

第7条 学外者が大学の貸出施設を使用するときは、大学は使用団体及び使用者から所定の使用料(別表)を使用手続き時に徴収する。徴収後、大学は別紙2の「大学施設貸出使用許可書」を交付する。

- 2 既納した使用料は返却しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 天候等使用者の責任によらない事由で使用できなかったとき。
  - (2) 第9条1項6号により使用許可を取り消したとき。

(3) 大学が適当と認めたとき。

(使用料の減免)

第8条 大学は次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用料を減免することがある。  
減免額は原則として半額とする。

- (1) 公共団体が主催・後援する行事又は大会
- (2) 大学近隣の自治会及び子供会等の関係する行事又は大会
- (3) 大学が適当と認めた場合

(貸出取消)

第9条 大学は次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出し許可を取り消すことができる。

- (1) 使用目的以外の目的で使用したとき。
  - (2) 大学の秩序を乱す恐れがあるとき。
  - (3) 大学施設・器具を破壊及び、汚損する恐れがあると認められたとき。
  - (4) 管理運営上、支障があると認められるとき。
  - (5) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
  - (6) その他緊急の場合及び施設管理上、必要な取り消し事由があるとき。
  - (7) 第11条の使用者遵守事項を守らないとき。
- 2 前項の取り消しのため使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責任を負わない。

(報告義務)

第10条 貸し出し施設を使用する場合、使用者は使用前と使用後を警備員室にそれぞれ、すみやかに報告しなければならない。

(遵守事項)

第11条 大学の施設を使用する学外者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の使用をしないこと。
- (2) 施設の使用権を他に転貸し、又は譲渡することはできないこと。
- (3) 施設及び備品や用具を破損・汚損又は紛失しないこと。
- (4) 大学が上記(3)によって損害を生じた場合は使用者に対して損害賠償を請求することができるものとする。
- (5) 施設の備品及び用具は許可なく移動してはならないこと。
- (6) 施設の備品及び用具を許可を得て移動した場合、事後速やかに原状に復さなければならないこと。

- (7) 使用後の清掃及び整理整頓は、使用者が責任をもって行わなければならないこと。
- (8) 物品の販売，又は金品の寄付募集行為を行わないこと。
- (9) 騒音，怒声等を発する，又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (10) 所定の場所以外の喫煙及び飲食を行わないこと。
- (11) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (12) 本学関係者の指示に従うこと。

(事故責任)

第12条 大学の施設を使用中，又は大学構内に滞在している間に発生した事故又は傷害に関して，大学は一切その責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は，理事長の決裁を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は，平成6年6月27日より施行する。
- 2 この規程の改正は，学生委員会の審議を経て大学協議会に諮るものとする。

附 則

この規程は，平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。